



法人おおた

一般社団法人 太田法人会
 常陸太田市中城町3210
 常陸太田市商工会館別館
 TEL 0294-73-0267
 FAX 0294-73-0679
 発行人 西野 一
 編集 広報 委員 長
 小室 博 俊
 印刷所 大富印刷株式会社

2020年 9月 <第71号>



主な内容

- ・表紙..... 1
- ・着任の挨拶・太田税務署幹部異動..... 2
- ・第8回定期総会・令和2年度事業計画 3
- ・令和元年度正味財産増減計算書..... 4
- ・令和元年度貸借対照表・
令和2年度収支予算書 5
- ・青年部会・女性部会総会・地区会だより..... 6
- ・税務署からのお知らせ..... 7~10
- ・県税務所からのお知らせ..... 11
- ・マンガでわかる自主点検チェックシート... 12
- ・読み物..... 13
- ・新会員コーナー・ネットセミナー・
新会員PRコーナー 14
- ・7つの間違い探し・福利厚生事業広告..... 15
- ・福利厚生事業広告..... 16

毎年、25万本のひまわりが咲く中で開催される「なかひまわりフェスティバル」は、静峰ふるさと公園で開催される「八重桜まつり」と並び、那珂市の代表的なイベントとなっています。

残念ながら、新型コロナウイルスの拡大により今年のイベントは中止となってしまいました。4ヘクタールの畑には25万本のひまわりが「コロナウイルスにも負けず！猛暑にも負けず！」青空に向かって咲いていました。

今年も、皆様にご来場いただくことはできませんでしたが、来年は、ステージイベントや模擬店、花火大会など盛りだくさんの内容で、多くの皆様のご来場をお待ちしております。

(写真提供…那珂地区会)

コロナウイルスにも負けず
猛暑にも負けず

着任の挨拶



太田税務署長
畠田 卓也

この度の定期人事異動により、仙台国税局調査察部調査管理課長から太田税務署長を拝命しました畠田でございます。

出身は岩手県で、これまで主に法人課税に係る事務に従事してまいりました。茨城県内署はもとより、関東信越国税局での勤務も初めてでございますが、どうぞよろしく願います。

管内は、名所・旧跡があり、風光明媚で多彩な産業があるとともに、清らかな水が流れ、常陸秋そば発祥の地で、美味しいお酒も数多く造られていると聞いており、縁あつて当地で勤務できますことを大変うれしく思っております。

一般社団法人太田法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

太田法人会におかれましては、租税教育推進のために青年部の方々を中心に管内の小・

中学校において「租税教室の講師」を務めていただいているほか、女性部が主体となり次世代を担う子供たちが、税の重要性を正しく理解して関心を持っていただけるよう「税に関する絵はがきコンクール」を開催いただいております、その積極的な取組に深く感謝申し上げます。

さらに、「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンスの向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに会社の健全な発展に貢献されております。今後この取組の普及・拡大に向けまして、皆様方と連携・協調を図ってまいります。

さて、昨年は、台風第19号により当署管内でも多くの被害が発生しましたが、本年は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による長期間に及ぶ経済活動の

自粛もあり、非常に厳しい経営を強いられていることと存じます。当署といたしましては、納税者等のニーズを的確に把握するとともに、申告・納付期限の延長や納税猶予制度等の周知広報に努め、各々の納税者の置かれた状況や心情に十分配慮して対応してまいりたいと考えております。

また、令和2年分確定申告においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防策を考慮し、ソーシャルディスタンスの確保を前提とした会場運営を行う必要性からも、より一層の自宅からのe-Tax・スマホ申告の推進に取り組んでまいりたいと考えております。e-Tax等の更なる利用拡大について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、太田法人会の皆様におかれましては、引き続き、税務行政のよき理解者として、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。とともに、貴会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

署長 畠田 卓也
副署長 村山 彦紀(留任)
総務課長 石塚 洋一
管理運営第一部門 統括官 釣谷 学
管理運営第二部門 統括官 池田 千鶴子(留任)
徴収部門 統括官 嶋村 栄一
個人課税第一部門 統括官 田村 清孝
個人課税第二部門 統括官 小又 康弘
個人課税第三部門 統括官 君崎 晶俊(留任)
資産課税部門 統括官 福島 正(留任)
法人課税第一部門 統括官 正能 智
法人課税第二部門 統括官 榎原 恒雄(留任)
法人課税第一部門(法人会担当) 大澤 和徳(留任)

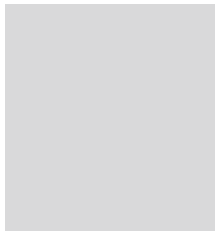
太田税務署幹部 (七月十日付 定期異動)

署長	仙台国税局 調査察部 調査管理課長	畠田 卓也
副署長	村山 彦紀(留任)	村山 彦紀(留任)
総務課長	石塚 洋一	石塚 洋一
管理運営第一部門 統括官	釣谷 学	釣谷 学
管理運営第二部門 統括官	池田 千鶴子(留任)	池田 千鶴子(留任)
徴収部門 統括官	嶋村 栄一	嶋村 栄一
個人課税第一部門 統括官	田村 清孝	田村 清孝
個人課税第二部門 統括官	小又 康弘	小又 康弘
個人課税第三部門 統括官	君崎 晶俊(留任)	君崎 晶俊(留任)
資産課税部門 統括官	福島 正(留任)	福島 正(留任)
法人課税第一部門 統括官	正能 智	正能 智
法人課税第二部門 統括官	榎原 恒雄(留任)	榎原 恒雄(留任)
法人課税第一部門(法人会担当)	大澤 和徳(留任)	大澤 和徳(留任)

第八回（通期第三十六回）定時総会開催

コロナ禍の影響を受け、正副会長のみ出席して実施する

定時総会が本年六月十日午後二時からホテル釜萬（常陸太田市）において開催されました。



西野会長

今年度は、コロナ禍の影響により、正副会長のみ出席で実施し、委任状出席と合わせて一、二、三名の出席のもと、佐川副会長（勝田地区会長）が開会を宣言し、西野会長が「この困難な時期こそ、組織としての真価が問われます。今一度、皆さん団結して、乗り切っていきましょう。」と挨拶を述べた後、会長が議長となり、審議が開始されました。議案は次の通りです。

〔審議事項〕

第一号議案 令和元年度事業報告承認に関する件

第二号議案 令和元年度収支決算報告承認に関する件

第三号議案 運用資金借入限度額承認に関する件

〔報告事項〕

第四号議案 令和二年度事業計画に関する件

第五号議案 令和二年度収支予算に関する件

以上全議案原案通り可決成立し、小野副会長（東海地区会長）が閉会を宣し終了しました。

今回は、感染症の影響を鑑み、役員功労者等の表彰式と記念講演会は実施できませんでしたが、総会資料につきましては、本会ホームページに掲載しておりますので、是非ご確認下さい。

◎表彰状贈呈者名（敬称略）

（公財）全国法人会総連合会長表彰 単位会役員功労者

（株）かわねや 大谷 昌吉（本会常任理事）

（一社）茨城県法人会連合会長表彰 単位会役員功労者

（株）NEXT・カワシマ 川嶋 広行（本会常任理事）

（株）三友製作所 加藤木克也（本会理事）

（一社）太田法人会長表彰 大型保障制度推進優秀賞

大同生命保険（株）水戸支社

軍司 文男（推進員）

令和二年度 事業計画

本年度の事業実施に際しましては、当初の計画に拘らず、新型コロナウイルス感染症状況に十分配慮して、中止を含め適時検討して参りますのでご了解下さい。

《主な事業活動》

一 税を巡る社会環境の整備改善等を図るための事業

① 税知識の普及を目的とする事業

・ 決算期別説明会（中止）

・ 改正税法説明会（適時）

・ 新設法人説明会（中止）

・ 年末調整説明会（中止）

② 税の相談環境を整備する事業

・ 税に関する相談会（随時）

③ 納税意識の高揚、税知識の普及及び税の学習環境を整備する事業

・ 租税教室の実施

・ 一般市民への租税教育冊子の配布

・ 第十回税に関する絵はがきコンクールの実施

④ 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

・ 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出

・ 税制改正の提言に関するアンケート調査事業

・ 全国青年の集いへの参加（中止）

・ 全国女性フォーラムへの参加（中止）

⑤ 税施策等の普及推進を目的とする

・ 功労者表彰（適時）

・ 親睦事業（適時）

・ 組織拡充に関する事業

・ 会員増強運動（随時）

・ その他

事業

・ e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及推進（随時）

・ 消費税の期限内納付の推進（随時）

二 地域の経済・社会環境の整備改善等を図るための事業

① 地域経済・社会の活性化に資する事業

・ 講演会・セミナーの開催（適時）

・ インターネットセミナー（随時）

② 地域の福祉問題、環境問題などの改善に資するための事業

・ 献血啓蒙キャンペーンの実施

三 会員のための福利厚生に関する事業

① 全法連の福利厚生事業の推進

・ 経営者大型保障制度の普及推進

・ 経営保全プランの普及推進

・ がん保険制度の普及推進

② 県法連の福利厚生制度の推進

・ 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進

四 会組織の充実、会員のための親睦及び交流に関する事業

① 会員の親睦及び交流等に関する事業

・ 会員、役員及び部会会員懇談会等（適時）

・ 部会視察研修会（適時）

・ 親睦事業（適時）

② 組織拡充に関する事業

・ 会員増強運動（随時）

③ その他

・ 功労者表彰（適時）

正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部				支払負担金	1,296,899	1,661,081	△364,182
1. 経常増減の部				支払手数料	10,667	10,488	179
(1) 経常収益				雑費	104,969	57,556	47,413
基本財産運用益	499	498	1	管理費	8,490,479	8,738,763	△248,284
基本財産受取利息	499	498	1	給与手当	2,771,992	2,774,044	△2,052
特定資産運用益	435	435	0	退職給付費用	97,525	97,526	△1
特定資産受取利息	435	435	0	福利厚生費	493,863	435,795	58,068
受取会費	14,984,650	15,379,200	△394,550	旅費交通費	223,008	343,564	△120,556
正会員受取会費	14,429,650	14,736,400	△306,750	通信運搬費	707,718	604,248	103,470
賛助会員受取会費	77,000	75,800	1,200	消耗什器備品費	37,346	20,965	16,381
部会受取会費	478,000	567,000	△89,000	消耗品費	242,420	275,559	△33,139
事業収益	2,279,030	2,323,073	△44,043	印刷製本費	479,227	567,281	△88,054
広報事業収益	120,000	120,000	0	燃料費	7,271	6,565	706
福利厚生事業収益	483,760	231,853	251,907	賃借料	159,505	159,505	0
事務受託料収益	60,000	60,000	0	会場費	681,289	721,915	△40,626
会員親睦事業収益	1,615,270	1,911,220	△295,950	保険料	17,168	23,005	△5,837
受取補助金等	11,284,480	10,575,900	708,580	租税公課	142	138	4
受取全法連助成金	11,284,480	10,575,900	708,580	会議費	611,296	816,958	△205,662
雑収益	605,976	491,716	114,260	事務委託費	740,723	739,801	922
受取利息	276	316	△40	委託費	31,141	30,996	145
雑収入	605,700	491,400	114,300	リース料	172,758	154,799	17,959
経常収益計	29,155,070	28,770,822	384,248	支払負担金	284,331	331,459	△47,128
(2) 経常費用				支払手数料	155,094	143,897	11,197
事業費	18,502,480	19,675,490	△1,173,010	渉外慶弔費	294,000	265,000	29,000
給与手当	6,786,602	6,791,625	△5,023	雑費	282,662	225,743	56,919
退職給付費用	238,769	238,772	△3	経常費用計	26,992,959	28,414,253	△1,421,294
福利厚生費	1,209,115	1,066,948	142,167	評価損益等調整前当期経常増減額	2,162,111	356,569	1,805,542
旅費交通費	541,131	1,750,487	△1,209,356	評価損益等計	0	0	0
通信運搬費	1,202,061	1,214,422	△12,361	当期経常増減額	2,162,111	356,569	1,805,542
消耗什器備品費	91,434	51,331	40,103	2. 経常外増減の部			
消耗品費	1,092,856	985,020	107,836	(1) 経常外収益			
印刷製本費	780,434	894,500	△114,066	経常外収益計	0	0	0
燃料費	17,802	16,075	1,727	(2) 経常外費用			
賃借料	390,515	390,515	0	経常外費用計	0	0	0
会場費	587,134	151,626	435,508	当期経常外増減額	0	0	0
保険料	42,032	56,325	△14,293	当期一般正味財産増減額	2,162,111	356,569	1,805,542
諸謝金	308,800	248,000	60,800	一般正味財産期首残高	18,078,119	17,721,550	356,569
租税公課	72,000	72,000	0	一般正味財産期末残高	20,240,230	18,078,119	2,162,111
会議費	961,098	1,380,201	△419,103	II 指定正味財産増減の部			
表彰費	219,940	144,880	75,060	当期指定正味財産増減額	0	0	0
事務委託費	1,813,497	1,811,239	2,258	指定正味財産期首残高	0	0	0
委託費	311,763	303,408	8,355	指定正味財産期末残高	0	0	0
リース料	422,962	378,991	43,971	III 正味財産期末残高	20,240,230	18,078,119	2,162,111

収支予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで (単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減. Rows include 一般正味財産増減の部, 経常増減の部, 経常収益, 経常費用, 事業費, 管理費, etc.

Table with 4 columns: 科目, 予算額, 前年度予算額, 増減. Rows include 会議費, 事務委託費, 委託費, リース料, 支払負担金, etc.

貸借対照表

令和2年3月31日現在 (単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 当年度, 前年度, 増減. Rows include 資産の部 (流動資産, 固定資産), 負債の部 (流動負債, 固定負債), 正味財産の部 (指定正味財産, 一般正味財産).

第三十二回 青年部会通常総会

書面決議にて実施



鈴木部会長

青年部会
(鈴木康之部
会長)では、
本年六月八日
に、書面決
議にて、第

三十三回通常総会を実施し、部員総数
一〇八名中、賛成六六名にて、全議案
とも原案通り可決成立いたしました。
ただし、本年度の事業計画につきま
しては、新型コロナウイルス感染状況

を十分に考慮に入れて、慎重に実施す
べきという意見が出されました。な
お、管内小・中学生を対象として、毎
年実施しております「租税教室」に
つきましては、太田税務署の要請もあ
り、関係機関と十分に協議した上で、
例年通り実施することになりました。
また、このコロナ禍の中で、大変厳
しい経営状況にある部会員を一人でも
多く支援するために、部会員相互の絆
と結束をさらに深めて行くことを目標
に事業を推進することで意見が一致し
ました。

第三十三回 女性部会通常総会

第十回絵はがきコンクールを 実施中



増子部会長

女性部会
(増子文子部
会長)では、
本年六月二日
に、第三十三
回通常総会を

開催予定しておりましたが、新型コロナ
ウイルス感染拡大の影響を鑑みて中

止といたしました。
令和二年度の事業運営につきましては
も、今後の感染状況次第では、変更を
余儀なくされると思えます。その様
な中、本年度で第十回目を迎える「税
に関する絵はがきコンクール」は、本
部会の重要事業の一つでもあり、何
と厳しい状況の中ではありますが、今
年度も太田税務署や教育委員会の協力
を得て実施することが出来ました。

地区会だより

太田地区会

太田地区会では、地域社会貢献事業
の一環として、恒例の献血活動を6月
29日、かねやフェスタ店駐車場内
に、常陸太田市商工会青年部との共催
で実施しました。

新型コロナウイルスの影響で、参加者が少な
いのではと懸念されましたが、予想に
反して59名の参加があり、市民の献血
に対する意識の高さをあらためて認識
いたしました。

今後も役員・青年部会委員等の協力
を得ながら継続実施して参ります。
(太田地区会・担当 菊池)



昨年より約10名も多く参加のあった献血活動

勝田地区会

令和2年7月10日(金)午後5時よ
り、ホテルクリスタルパレス(ひたち
なか市)において、第8回定時総会が
開催されました。

佐川正夫会長のあいさつの後、会長
が議長となり、平成31年度事業報告及
び収支決算報告の承認について、令和
2年度事業計画(案)及び収支予算
(案)の議決について審議され、すべ
て原案通り可決・決定されました。

総会終了後には意見交換会を開催
し、有意義な情報交換と会員相互の親
睦を深めることができました。
(勝田地区会・担当 中谷)



定時総会風景



あいさつする佐川会長

新型コロナウイルス感染症の影響で

期限までに申告・納付が難しい方は 簡易な手続で期限延長が可能です (法人・個人の全ての方が対象)

Q 申告・納付の期限が延長できるの？

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。



新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

お気軽にお電話で
ご相談ください！
（納期限前から相談できます）

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（裏面をご参照ください。）

令和2年7月

 国税庁

猶予制度の詳細はこちら



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(納税の猶予：国税通則法第46条)

納税の猶予に、更に有利な『特例(特例猶予)』が創設されました！

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、納税の猶予の特例(特例猶予)が創設されました。
- 特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。
ただし、特例猶予を受けるためには、納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です(注)。
- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

(納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条)

**国税に関するご相談・ご質問は
電話にてお問い合わせください！**

自動音声案内で「1」の番号を選択してください
消費税軽減税率制度に関するご相談・ご質問は「3」の番号を選択

電話相談センター

でお受けしております

太田税務署(Tel0294-72-2171)

税務署でのご相談は、「事前予約」としております
※事前予約は、自動音声案内で「2」の番号を選択

国税庁ホームページ

「タックスアンサー」をご利用ください！

- ・ 税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談コーナーです
- ・ 税の質問に対する回答を「税の種類」や「キーワード検索」で調べられます



タックスアンサー

検索



- ※ 検索サイトで「タックスアンサー」と検索してください
- ※ スマートフォンからもご利用できます

左記のサイトは
上のコードからも
ご覧になれます

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

無担保・延滞金なし

申請に必要な書類等
詳しくはこちら ⇒
(又は「茨城県 県税
ホームページ」で検索
してください。)



茨城県 県税ホームページ

検索

- 新型コロナウイルスの影響により
事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する
個人事業税、法人県民税、法人事業税などほぼすべての税目
(証紙徴収の方法で納めるものを除く) が対象となります。

申請手続等

- ・ 納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

<お問い合わせ先>

茨城県



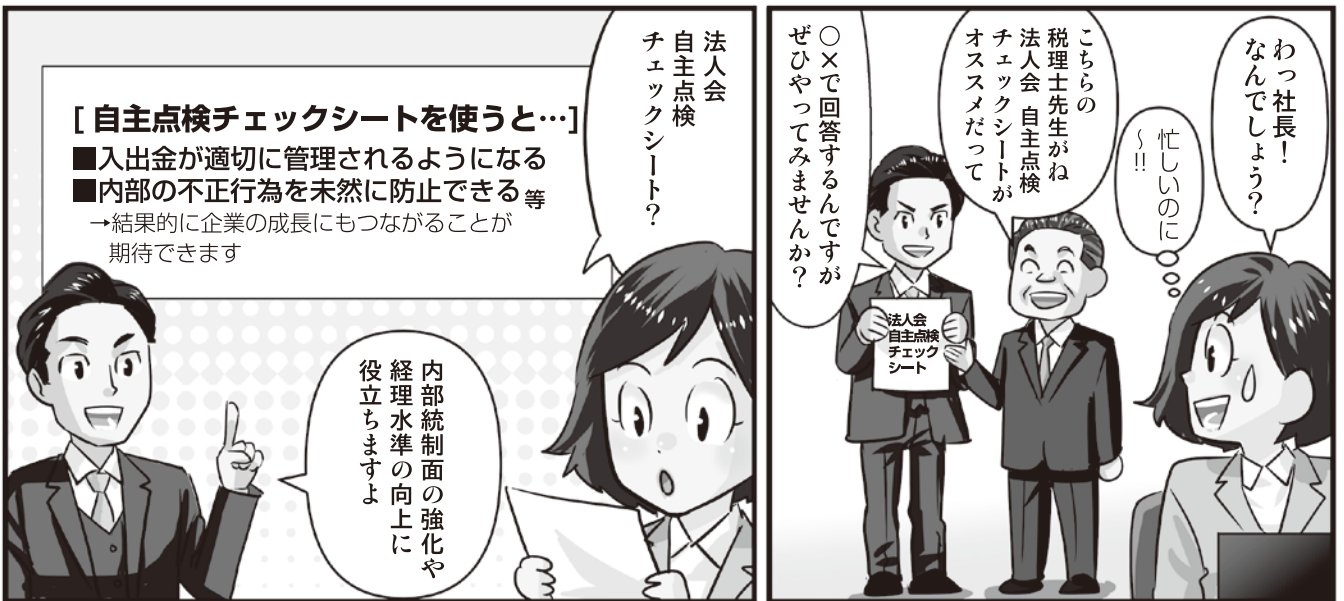
水戸県税事務所	〒310-0802	水戸市柵町 1-3-1	☎ 029-221-6605・6768
常陸太田県税事務所	〒313-8666	常陸太田市山下町 4119	☎ 0294-80-3316・3314
行方県税事務所	〒311-3893	行方市麻生 1700-6	☎ 0299-72-0482・0772
土浦県税事務所	〒300-0051	土浦市真鍋 5-17-26	☎ 029-822-7205・7208・7230
筑西県税事務所	〒308-8511	筑西市二木成 615	☎ 0296-24-9157・9190

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 社内体制整備編 -

国税庁後援



コロナ問題ー情報に惑わされられない暮らし方

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆SNS時代の教訓が明らか

に
2020年の年明けは、東京オリンピック・パリオリンピックの年として、希望をもって迎えたはずでした。ところが新型コロナウイルス感染拡大で世界中が混乱し、オリンピックは延期になりました。そして緊急事態宣言。この文章を読んでいる時点での皆さんの職場や近所、家庭はどうなっていますか？ 今後のことは誰にも予測ができません。

あるIT系企業の人事部から、「社内でも不安と動揺が広がっている。基礎疾患の疑いがなく、糖尿病や高血圧症状がない人でも感染する現実になっている。当然仕事にも影響する。社内でも説明し、どう対応すべきだろうか」という相談を受けました。現実にこの会社は、可能な部署

では在宅勤務でのテレワークを進めていることが分かりました。

多くの人々の不安の背景には、メディアやネット情報に振り回されたことが指摘されています。あえて今回の出来事を「情報騒動」と表現します。ここに教訓があるからです。

◆コロナウイルスとメンタルヘルス

3月中旬、世界保健機構(WHO)が、コロナウイルス蔓延中のストレス対処方法を公にしました。「このような危機に直面した時、だれでも悲しみや恐怖、怒りを感じるのは当然」として、4つに絞れば、①信頼できる人と話す。

家族や友人とメールや電話で情報交換することもいい ②自宅で過ごさなければいけない場合は、健康的な生活スタ

イル、食事や睡眠、適度な運動を心がける ③喫煙や飲酒は要注意 ④事実(ファクト)をちゃんと把握し、正しい情報と知識を持つ適切な対処行動をとることができる——と呼びかけたのです。このうち、④として示された項目、正しい情報と知識こそが、今回の教訓と言えます。

この教訓に関連して、スマホを手離せなかった同僚の30代女性カウンセラーがデジタルデトックス、つまりスマホから離れた生活体験をして有意義だったことを明かしてくれました。「デジタルデトックス」とは、パソコンやスマホなどデジタル機器やインターネットから距離を置くことです。デトックスとは、体内に溜まった毒物を排出すること、日常的に心身に溜まったストレスや疲労を取り去ることを意味します。

デジタルデトックスを実践している方は最近増えており、心身の正常な状態を自分で取り戻す効果を体験しています。楽しくスマホを使っている場合は問題ないのですが、楽しむはずなのに疲れて

◆情報過多の時代、スマホ依存にならないように

年代や仕事内容によっては、長時間スマホやパソコンに触らないで過ごす人もいます。同僚は、休日を利用した数日間の旅行中、スマホから離れました。ふだんの仕事ではスマホ密着です。最初は不安でしたが、結果は、心身が休まり、本来の人間の身体に合った過ごし方をしたことでスッキリしたと語っています。オンとオフを切り替えることの大きさが分かっているから、実際は実践していません。

デジタルデトックスを実践している方は最近増えており、心身の正常な状態を自分で取り戻す効果を体験しています。楽しくスマホを使っている場合は問題ないのですが、楽しむはずなのに疲れて

しまった場合は危険信号。スマホ中毒・依存になる前に止めなければいけないでしょう。手書きで日記をつける、メモをとる、紙メディア(例えば新聞)に接する、などの効果も再確認されています。

新型コロナウイルス拡大のニュースが毎日のように報道され、落ち着かない日々を送られている方も多いと思いますが、情報洪水の世界での上手な生き方の一端を説明しました。日々スマホが手離せないというIT系企業人事部の方にも納得してもらいました。

【筆者紹介】

柏木 勇一

一九四一年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

— 新会員ご紹介 —

新規加入会員をご紹介します。(加入期間 令和2年1月1日～令和2年7月31日)

*印は賛助会員

企業名	代表者名	業種	所在地	電話番号
太田地区会				
高田石材(同)	高田潤也	石工品製造業	常陸太田市大中町1465	0294-82-2521
勝田地区会				
(株) ヤマカ	鹿志村直樹	建設業	ひたちなか市稲田35	029-229-3973
(株) テクノ稜建	山口幹夫	建設業	ひたちなか市東大島1-20-7	029-352-9967
那珂湊地区会				
(株) ミナト電通システム	飛田寛之	電気工事	ひたちなか市幸町2-4	029-263-6222
那珂地区会				
(株) 那珂瓦斯発電所	洞洋平	発電所	那珂市横堀字駒形999-3	029-352-3990
日医茨城環境(株)	深作良広	産廃運搬・再生	那珂市中台852-4	029-229-3078

無料インターネットセミナーのご活用を!!

(一社)太田法人会のホームページ (<https://ohta-houjinkai.com/>) からインターネットセミナーが、会員は無料で受講できます。会社の研修会等で活用下さい。

- ①ホームページにアクセス ☞ ②インターネットセミナーのバナーをクリック ☞ ③画面右上のログインをクリック ☞ ④ログインID hj0603 パスワード 0267 を入力 ☞ ⑤お好みのセミナーを選んでご聴講下さい。

新会員PRコーナー

このコーナーは、新しく会員になられた企業の中で、原稿を依頼してご協力を得られた企業をご紹介します。なお、原稿の締切の関係上次回になる場合もあります。



発電所外観

に優しい、高効率な発電所です。発電出力は108,000kWで、常陸太田市と那珂市を合わせた世帯の7割強の家々に電気を送ることがができます。

現在、発電した電気は全量を新電力事業者であるF-Powerに供給しています。F-Powerではお得な料金プランの『ピタでん 使いたい放題』を用意して皆さんをお持ちしています。ぜひ、身近な発電所として那珂瓦斯発電所に見学にいらっしゃいませんか？

連絡先：

☎ 029-352-3990

FAX 029-352-3992

E-mail

houkouuchi@di-infra.com

那珂地区会

(株) 那珂瓦斯発電所

代表取締役 洞洋平

皆さん、こんにちは。

那珂瓦斯発電所は那珂市横堀にあり、2017年8月から営業運転を開始しています。都市ガスを燃料に最新鋭のガスエンジンをしていることで、硫黄酸化物やばいじんの発生がなく環境

???? 7つの間違い探し? ???? ?



【作者紹介】

神谷一郎 (かみや・いちろう)
 右の絵と左の絵に相違点があります。見つかったらご応募ください。応募者の中から抽選により地域特産品を進呈いたします。

応募方法

1. 官製はがき又はメール、FAXにより、事業所名、住所、担当者、電話番号（連絡先）及び回答を記入し応募して下さい。
2. 応募先：〒313-0061 常陸太田市中城町3210商工会館別館
 一般社団法人太田法人会
 TEL0294-73-0267 FAX0294-73-0679 E-mail:info@ohta-houjinkai.com
3. 締切り：10月31日必着 4. 発表：法人会ホームページ <http://ohta-houjinkai.com>



法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
 1971年に創設されました。
 想いをつないで50年。
 これからも会員のみなさまと共に歩み、
 企業保障の大きな傘で
 会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
 水戸支店/
 茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F)
 TEL 029-221-2881

AIG AIG損害保険株式会社
 茨城支店/
 茨城県水戸市中央2-6-29(富士火災水戸ビル6F)
 TEL 029-224-5505



法人会のビジネスガード **Business Guard** Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
 会社で入る医療補償
 業務災害総合保険
 疾病入院医療費用保険金・
 疾病入院医療保険金 等セット

法人会のハイパー任意労災
 地震災害のリスクをガード
 政府労災の上乗せ補償
 業務災害総合保険
 地震・噴火・津波危険補償特約
 等セット

充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

茨城支店

〒-310-0805
茨城県水戸市中央2-6-29
TEL.029-224-5505 FAX.029-227-1510
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!



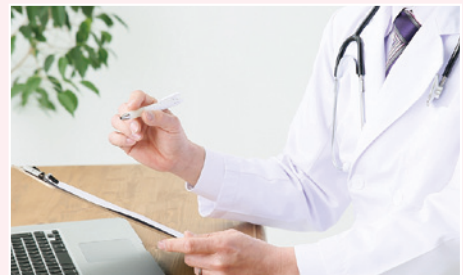
本サービスは、アフラックの提携先(株式会社メディカルノート)が提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの
役員・従業員であれば、
おひとり様 **月1件のご相談まで**
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年5月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



ご利用はこちら